# 野洲市
# 移動支援ガイドライン

【平成29年3月策定】

健康福祉部　障がい者自立支援課

TEL：（077）587-6087　FAX：（077）586-2177

※ガイドラインは今後の法令通知や社会情勢等により随時見直します。

## ○野洲市移動支援事業の考え方について


第 １ 章 ・・・移動支援の概要 ・・・２頁

第 ２ 章 ・・・移動支援の形態 ・・・２頁

第 ３ 章 ・・・移動支援の対象者 ・・・３頁

第 ４ 章 ・・・利用にあたっての手順 ・・・４頁

第 ５ 章 ・・・移動支援事業の対象となるもの ・・・５頁

第 ６ 章 ・・・移動支援事業の対象とならないもの ・・・６頁

第 ７ 章 ・・・送迎目的での利用の例外 ・・・７頁

第 ８ 章 ・・・個別支援における２人による支援 ・・・８頁

第 ９ 章 ・・・移動方法 ・・・８頁

第１０章 ・・・支給量の上限 ・・・８頁

第１１章 ・・・費用単価及び利用者負担額について ・・・９頁

第１２章 ・・・移動支援事業に係る費用単価の算定について ・・・10 頁

第１３章 ・・・移動支援事業に関するＱ&Ａ ・・・12 頁

## 第 １ 章　移動支援の概要

・単独では屋外での移動に困難がある障がい者（児）が、「社会生活上必要な外出」及び「余暇活動や社会参加のための外出」をする際に、ヘルパー等を派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの支援を行います。

・原則として、自宅（起点）から自宅（終点）に帰るまでの間の全ての過程が移動支援の対象となります（自宅 ― 外出先間の送迎を目的とした利用は対象としません）。

## 第 ２ 章　移動支援の形態

・移動支援は、次のいずれかの形態により提供されるものとします。

### （１）個別支援

・１名の障がい者（児）に対し、原則１名のヘルパーにより移動支援が提供されるものとします。

### （２）グループ支援

・複数の障がい者（児）に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、利用者の数をヘルパーの数で除して得た数が３以下のものとします。

> 【例】３名の障がい者（児）に対して１名以上のヘルパーが必要です。５名の障がい者（児）に対しては２名以上のヘルパーが必要です。

※グループ支援により移動支援を提供する場合、サービス提供事業所は事前に「グループ支援計画」を作成し、当該移動支援を受ける予定の障がい者（児）全員の同意を得なければなりません。

※グループ支援の利用対象者は、中学生以上の障がい者（児）です。

※グループ支援においては、１．５時間未満の利用は認められません。

## 第 3 章　移動支援の対象者

市内に居住する障がい者（児）で、下表のいずれかに該当する人が対象です。

グループホーム入所については在宅とみなします。

| 区　分 | 対　象　者 |
|---|---|
| 視覚障がい | 屋外での移動に著しい制限がある視覚障がい者（児） |
| 全身性障がい | ①屋外での移動に著しい制限がある者で、両上肢、両下肢に障がいがあり、身体障害者手帳の等級が１級の者（児）<br>②屋外での移動に著しい制限がある者で、上肢及び下肢、又は体幹機能に障がいがあり、身体障害者手帳の等級が３級以上の者（児） |
| 知的障がい | 屋外での移動に著しい制限がある知的障がい者（児）<br>※療育手帳所持者 |
| 精神障がい | 屋外での移動に著しい制限がある精神障がい者（児）<br>※精神障害者保健福祉手帳所持者 |

※重度訪問支援及び行動援護の対象者は、これらの自立支援給付を優先します。ただし、グループ支援のグループの中の一部構成員としては利用できます。

### 利用にあたっての注意事項

移動支援事業は原則、障がいがあることによって妨げられている部分を支援することにより、障がいがない同年齢の人と同等の外出ができるように支援する事業です。

障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではありません。利用内容が対象となるかどうか判断に困った場合は、必ず利用前に契約している相談支援事業所又は市の窓口に相談してください。

**※低年齢の方の利用について**

障がいの有無にかかわらず、外出内容がその年齢での単独の行動としては想定し難い場合、移動支援の対象となりません。

（具体例）

例１：小学校６年生の児童が、余暇の過ごしとして単独で電車に乗り隣町のデパートへショッピングに行ったりレストランへ食事に行ったりすること。

例２：小学校１・２年生の児童が単独で公園に行って数時間遊んだりすること。

また、年齢による入場制限がある施設（プール、映画館等）については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合、移動支援の対象となりません。

利用内容が不適切であると市が判断した場合は、野洲市移動支援事業の対象外とし、利用料の全額を自己負担とする場合がありますのでご注意ください。

また、家族等が一緒に外出する場合において、本人の障がいにより家族のみでは介助が行えない場合の支援など、特別な事情等については、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。

## 第 4 章　利用にあたっての手順

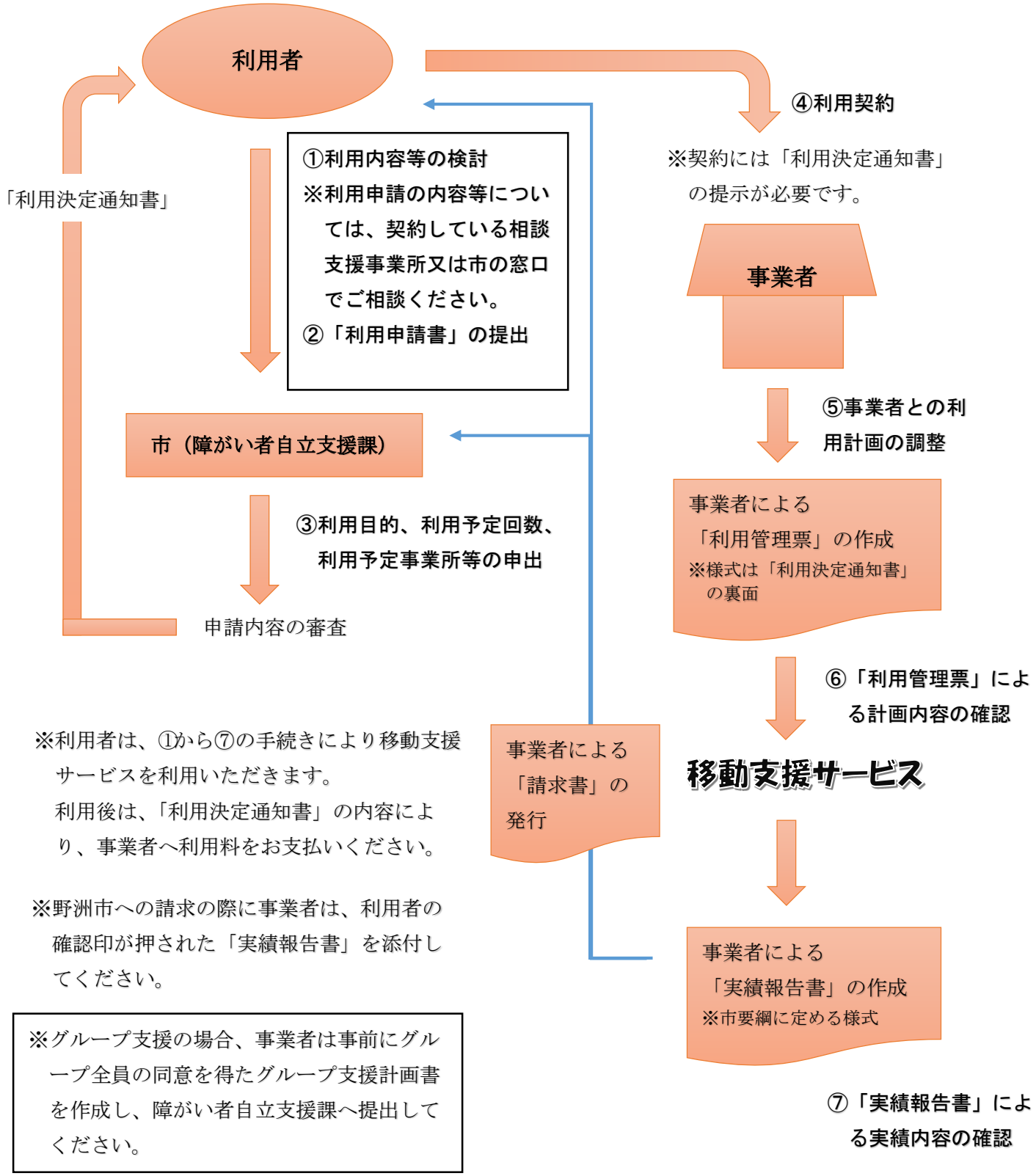


※利用者は、①から⑦の手続きにより移動支援サービスを利用いただきます。
利用後は、「利用決定通知書」の内容により、事業者へ利用料をお支払いください。

※野洲市への請求の際に事業者は、利用者の確認印が押された「実績報告書」を添付してください。

※グループ支援の場合、事業者は事前にグループ全員の同意を得たグループ支援計画書を作成し、障がい者自立支援課へ提出してください。

## 第 5 章　移動支援事業の対象となるもの

・利用は、原則として一日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

**（1）社会生活上必要不可欠な外出**

①公的な機関における諸手続き

・公的な手続き、代筆、金銭の受け取り等の外出

②現在の生活において、緊急性を必要とするもの

・医療機関及びこれに準ずるものへの通院（ただし、定期的な通院計画を持たないもの）
→定期的な通院計画がある場合は、居宅支援（通院等介助）の対象となります。

③今後の生活において必要な手続き（ただし、目標達成後の継続性のないもの）

・施設の見学や利用手続き等

**（2）余暇活動等社会参加のための外出**

①自己啓発や教養を高めるための外出

・講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味であると一般的に解釈できるものを含め、自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出。ただし、１回限り等の終了見込みが明確なものに限ります。

【例】美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等への外出等。

②健康増進を図るための外出

【例】トレーニングジムや体育館、プール等、施設や設備器具等を利用して運動をすることで健康の増進を図るなど、体を動かすことを目的とした外出等。
（15 頁 Q&A20 参照）

（注）スポーツスクール等に加入し、決められた予定に従い定期的にスクール等に通う場合は対象外となります。
（12 頁 Q&A5 参照）

③地域生活に欠かせないと判断できる外出

【例】地域の自治会、ＰＴＡ等の行事への参加等。
（13 頁 Q&A11 参照）

④生活の質を向上させるための外出

【例】映画鑑賞、コンサート、外食、個人の趣味等による買い物（衣類、雑貨、本、ＣＤ等）、各種団体の行事や会合への外出等。

（注）日常の食材や生活必需品等を購入するための買い物については、原則居宅介護（家事援助）の対象ですので移動支援事業の対象とはなりません。居宅介護の対象となるかは別途、個別に調査が必要となります。

⑤社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

【例】冠婚葬祭への出席、見舞い等。

## 第 6 章　移動支援事業の対象とならないもの

### （1）通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

移動先にて収入を得ることを目的とする外出をいいます。

> 【例】会社通勤、訪問販売等のセールス活動、講演会において講師をし、謝礼を受け取る場合等。

### （2）通年又は長期にわたる外出

通年とは、一年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合をいいます。
通年でなくとも一定期間以上長期にわたり継続する場合も、通年と同様に見なします。

**＊以下のものが該当します。**

①学校等への通学、施設への通所

ア　学校等：大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、こども園、各種特別支援学校、学童保育、専門学校、職業訓練校　等

イ　施　設：障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、日中一時支援事業所、児童養護施設、障害児施設　等

ウ　その他：学習塾やスイミングスクール等、週単位、月単位で予め利用日が定められた定期的な利用を行うもので、終了見込みが明確でない、又は期間が長期にわたるもの

※上記に掲げる学校等・施設・その他への外出、又は学校等・施設・その他の終了後に自宅への送迎が目的となる場合については、途中に移動支援の対象となる場所（例えばプールや図書館等）への寄り道を加えたとしても、移動支援の対象となりません。

※ただし、次のような通例的でない事情がある場合は、市の窓口にご相談ください。

> 【例】保護者が事故、急病等により緊急入院したため、急遽、学校や施設などへの通学・通所後に病院へ立ち寄る。親族等の訃報等により葬祭会場へ立ち寄る等。

②傷病等による定期的な通院及びリハビリ

・次回の診察日が明確なものであり、容易に計画が立てられるもの。

（注）定期的な通院は、居宅介護（通院等介助等）の対象です。利用に当たっては別途調査が必要となります。

### （3）送迎を目的とした利用

移動支援事業は送迎のための事業ではありません。

### （4）保護者等の休息（レスパイト）を目的とした、「預かり行為」と考えられる利用

移動支援は利用者の自発的な意思による外出を支援するものです。預かりを目的としたサービス（日中一時支援）をご利用ください。

### （5）ヘルパーと話す・遊ぶことを目的とした利用

移動支援は利用者の１人、又はグループでの外出を支援するものです。よってヘルパーを相手に話したり遊んだりすることは本来の目的ではないため、対象となりません。

**（６）社会通念上、公的制度を適用することが適当でない外出**

①宗教活動

・布教活動や勧誘等の主体的な活動については、移動支援の対象となりません。

ただし、主体的な活動であったとしても、あくまで個人の信仰による参拝で、世間一般に行事として共通の認識の下に行われているものについては、移動支援の対象とします。（初詣、法事等の宗教行事等）

②政治活動

・選挙運動（特定の政党の応援など）等の政治活動については、移動支援の対象となりません。

③公序良俗に反することを目的とする場所

**（７）事業所が企画するイベントへの外出**

移動支援事業所が自ら企画する集会等のイベントへの移動支援利用は、営利誘導であると疑われかねず、一般市民の賛同を得がたいことから、移動支援の対象となりません。

また、指定障害福祉サービス事業所が企画したイベントで、当該指定障害福祉サービスに係る報酬が算定される場合も、移動支援の対象となりません。

## 第 ７ 章　送迎目的での利用の例外

・目的地への送迎目的で移動支援の利用はできませんが、下記の送迎においては、支援者による障がい者（児）の送迎が困難な場合に限り利用できるものとします。

・支援者による障がい者（児）の送迎が困難な場合とは、支援者の怪我や急病等により、緊急的かつ突発的な状況であり、期間が限定している場合とします。

また、この場合は利用する前に、利用者本人（もしくは保護者）から市の窓口への申請が必要となります。

なお、福祉有償運送サービス、施設の送迎サービスその他、一般のサービスが活用できる場合は、それらのサービスを優先させるものとします。

**（１）学校等への送迎**

通常支援を行っている支援者が、怪我や急病等の理由により、障がい者（児）の通学等の介助ができない場合については、支給期間を限定して移動支援が認められます。

**（２）短期入所又は日中一時支援における施設等への送迎**

通常支援を行っている支援者が怪我や急病等の理由により、障がい者（児）の短期入所又は日中一時支援における施設等への送迎ができない場合については、支給期間を限定して移動支援が認められます。

ただし、通所施設、短期入所又は日中一時支援先へ移動する場合で、同一敷地内に通所施設及び短期入所又は日中一時支援先がある場合については、移動支援は認められません。

## 第８章　個別支援における２人による支援

・原則、個別支援における移動支援は障がい者（児）とヘルパーが一対一で行うものですが、障がい者（児）の身体状況や行動障害等を勘案し、１人のヘルパーで支援することが困難である場合、複数のヘルパーによる支援が必要な場合があります。その場合は必ず事前に、本人（もしくは保護者）から市の窓口へご相談ください。

・２人による支援は、事前に利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に限ります。

**（１）障がい者（児）の身体的理由により１人のヘルパーでの支援が困難と認められる場合**

**（２）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合**

**（３）その他障がい者（児）の状況等から判断し、（１）（２）に準ずると認められる場合**

【２人での支援が必要な場合の具体例】
①利用者の体が大きく、移乗や排泄時等の介助に複数人の支援が必要
②利用者の多動が激しく、１人では対応できない
③利用者に他害行為があり、１人では対応できない　等

## 第９章　移動方法

・徒歩又は公共交通機関（バス、電車、タクシー）等を利用することを基本とします。

・車による移動でヘルパーが自動車を運転する場合の取り扱いは、次のとおりとします。

**（１）ヘルパーが１人の場合**

・ヘルパーが車を運転している時間については、運転しているヘルパーが障がい者（児）に常時支援及び介助が行える状態にないため、移動支援として認められません。

（10 頁参照）

**（２）ヘルパーが２人以上の場合**

・運転しているヘルパー以外のヘルパーについては、障がい者（児）とマンツーマンの状態にあって支援しているものと考えられ、移動支援として認められます。

（10 頁参照）

## 第１０章　支給量の上限

・支給量の決定にあたっては、個別の支援計画に基づき作成されたサービス等利用計画等を参考に利用申請書の内容を審査し、支給量の上限の範囲内で決定します。

**（１）支給量の上限**

| 対　象　者 | 上限支給量 |
|---|---|
| 身体介護を伴わない障がい者・児 | ３０時間／月 |
| 身体介護を伴う障がい者・児 | |

**（２）臨時的に追加できる支給量の上限**

・冠婚葬祭等の一時的な外出の増加で、上記（１）の上限支給量の範囲内で決定された支給量を計画的に利用したとしても不足が生じる場合、特に必要と認められるときは期間を限定し、上記（１）の上限支給量の２倍の範囲内で支給量を追加することができます。まずは、本人（もしくは保護者）から市の窓口へご相談ください。

## 第１１章　費用単価及び利用者負担額について

・サービス費用単価及び利用者負担額は、次の各号に掲げるいずれかの形態に基づき、サービス利用時間に応じて、費用単価及び利用者負担額を適用します。

・利用者負担額は原則一割ですが、住民税非課税世帯及び生活保護世帯においては無料とします。

（１）個別支援

| 対象者 | 利用時間 | 費用単価 | 利用者負担額 |
|---|---|---|---|
| 身体介護を伴わない場合 | 0.5 時間未満 | １，０５０円 | １０５円 |
| | 0.5 時間以上 1.0 時間未満 | １，９７０円 | １９７円 |
| | 1.0 時間以上 1.5 時間未満 | ２，７６０円 | ２７６円 |
| | 以後 0.5 時間毎 | ７００円加算 | ７０円加算 |
| 身体介護を伴う場合 | 0.5 時間未満 | ２，３００円 | ２３０円 |
| | 0.5 時間以上 1.0 時間未満 | ４，０００円 | ４００円 |
| | 1.0 時間以上 1.5 時間未満 | ５，８００円 | ５８０円 |
| | 以後 0.5 時間毎 | ８００円加算 | ８０円加算 |

（２）グループ支援

| 対象者 | 利用時間 | 費用単価 | 利用者負担額 |
|---|---|---|---|
| 身体介護を伴わない場合 | 1.5 時間以上 2.0 時間未満 | ２，５１０円 | ２５１円 |
| | 2.0 時間以上 2.5 時間未満 | ３，０３０円 | ３０３円 |
| | 2.5 時間以上 3.0 時間未満 | ３，５３０円 | ３５３円 |
| | 3.0 時間以上 3.5 時間未満 | ４，０３０円 | ４０３円 |
| | 3.5 時間以上 4.0 時間未満 | ４，６００円 | ４６０円 |
| | 以後 0.5 時間毎 | ５５０円加算 | ５５円加算 |
| 身体介護を伴う場合 | 1.5 時間以上 2.0 時間未満 | ４，０００円 | ４００円 |
| | 2.0 時間以上 2.5 時間未満 | ４，７００円 | ４７０円 |
| | 2.5 時間以上 3.0 時間未満 | ５，４００円 | ５４０円 |
| | 3.0 時間以上 3.5 時間未満 | ６，１００円 | ６１０円 |
| | 3.5 時間以上 4.0 時間未満 | ６，８００円 | ６８０円 |
| | 以後 0.5 時間毎 | ６００円加算 | ６０円加算 |

※グループ支援においては、１．５時間未満の利用は認められません。

## 第１２章　移動支援事業に係る費用単価の算定について

### （１）公共交通機関を使って移動支援を行う場合

【 具体例 】

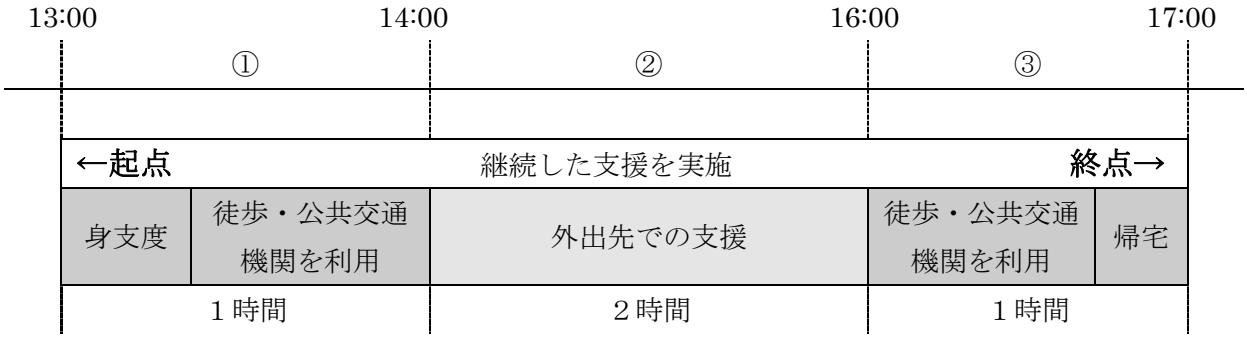


1)身支度から帰宅までの外出に伴う一連の支援について、移動支援の算定対象となります。
（公共交通機関等の利用代金は利用者負担）

2)４時間の移動支援として算定してください。＜①＋②＋③＝４ｈ＞

### （２）ヘルパー自らの運転する車両を使って移動支援を行う場合

【 具体例 】

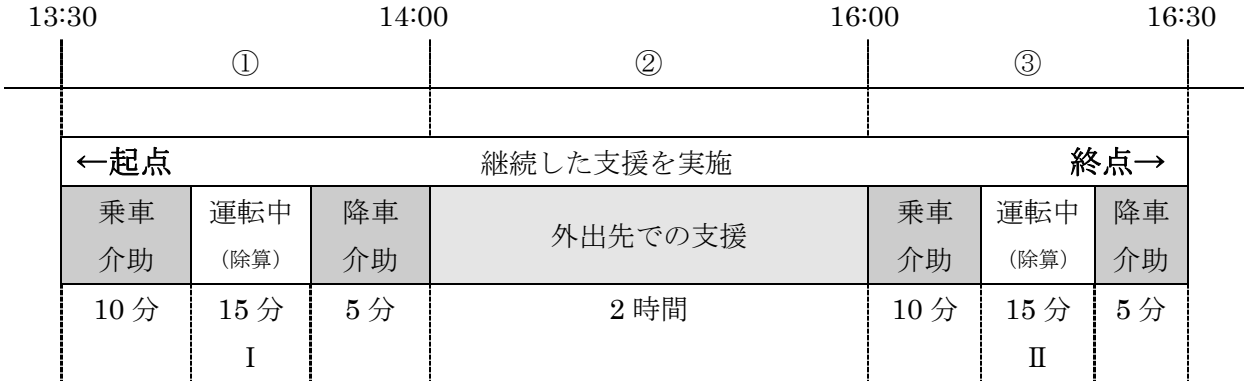


1）車両を運転中の時間（上図Ⅰ＋Ⅱ＝０．５ｈ）を除算時間とし、一連の支援が移動支援の算定対象となります。（有料道路等の利用代金は利用者負担、又事業所の道路運送法上の許可等を受けた移送料金は利用者負担）

2）２．５時間の移動支援として算定してください。＜①＋②＋③－（Ⅰ＋Ⅱ）＝2.5ｈ＞

※ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定の対象となりません。

※有料道路の料金、有料駐車場の料金その他必要な経費は利用者の実費負担とします。その他必要な経費とは、車両を利用した移動支援の場合、事業所の道路運送法上の許可等を受けた移送料金のことをいいます。

**（３）ヘルパーが２人いる場合**

①公共交通機関を使って移動支援を行う場合

・（１）の算定方法に基づき、ヘルパー毎に移動支援として算定してください。

②ヘルパーが運転する車両を使って移動支援を行う場合

・車両を運転するヘルパーは（２）の算定方法に基づき、移動支援の費用を算定。

・別のヘルパーが運転する車両に同乗して、車両内で支援に従事しているヘルパーは（１）の算定方法を適用し移動支援の費用を算定します。

**（４）支援が中断される場合**

**【 具体例 】**

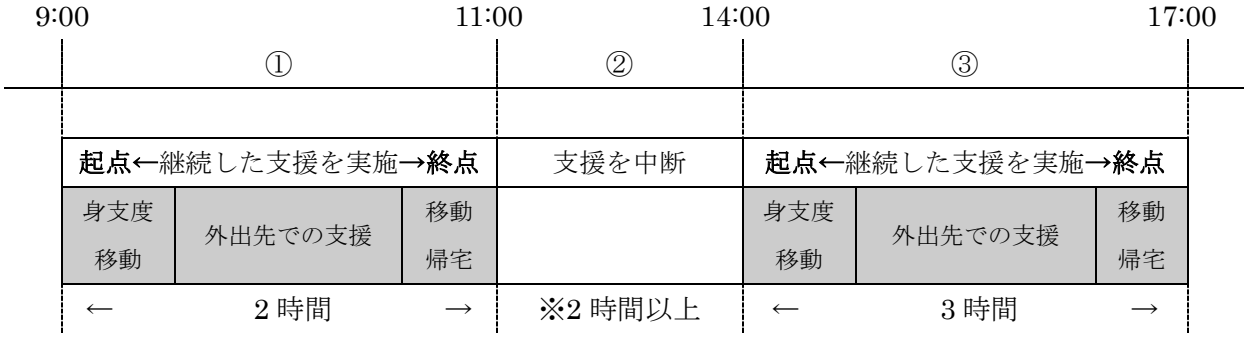


1) 支援が中断した場合、同日・同事業所であっても、それぞれに算定を行います。
なお、支援が中断した場合とは概ね２時間以上とします。

2) ①の支援を２時間と算定、③の支援を３時間と算定してください。
なお、①・③の外出がヘルパー自らの運転する車両で移動支援を行う場合、費用の算定はそれぞれ（２）の例により算定してください。

**（５）例外的に移動支援の外出目的として認められる場合の費用の算定について**

・通常支援を行っている者の怪我や急病等により送迎が困難な場合等

※例外的な利用：学校・施設等への送迎でヘルパーが運転する車両で移動支援を行う場合

**【 具体例 】**

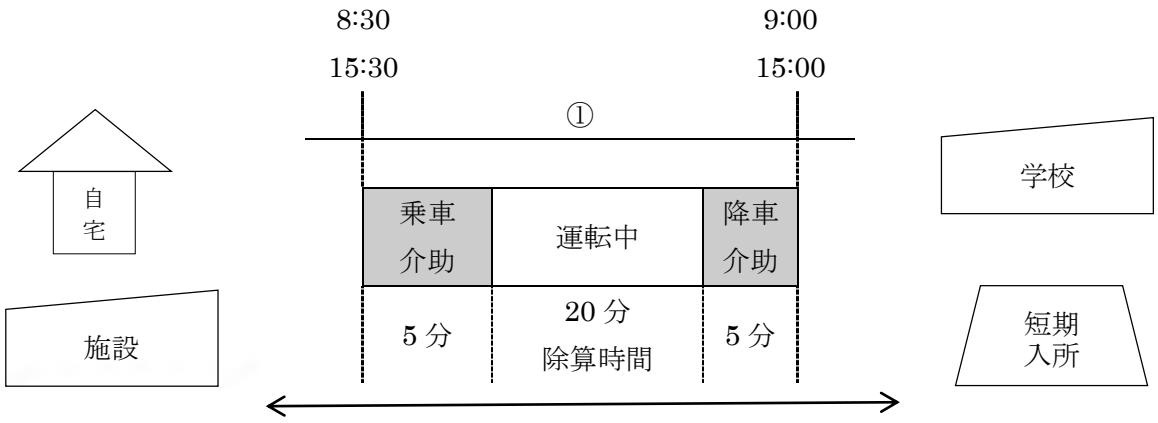


・①の時間・・・30 分

・除算時間・・・20 分（運転中の時間（１人で支援の場合））

∴ 30 分－20 分 ＝ 10 分（実質支援時間）→「片道 30 分未満」の支援として算定する

## 第１３章　移動支援事業に関するＱ＆Ａ

### ＜定義等について＞

**Ｑ１　１回当たりのサービス提供時間**

１回のサービス提供時間に制限はありますか？

Ａ　１日の範囲内で用務を終えるものであれば、１回のサービス提供時間に制限はありません。利用支給量の上限を超えないように、利用管理票を確認の上ご利用ください。

ただし、事業所によっては営業エリアを定めている場合がありますので、各事業所にお問い合わせください。

**Ｑ２　市外・県外に行く場合の移動支援**

野洲市外・滋賀県外に行きたいのですが、移動支援を利用することはできますか？

Ａ　１日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外・県外に行く場合も移動支援の利用可能です。

### ＜通学・通所等について＞

**Ｑ３　通学・通所・通勤の送迎について**

通学・通所・通勤の送迎に利用は可能ですか？

Ａ　利用できません。ただし、保護者等が病気等により一時的に送迎できない場合は、必要に応じて利用可能です。（7 頁参照）

**Ｑ４　通学・通勤の訓練目的**

通学・通勤において、訓練目的での移動支援の利用は可能ですか？

Ａ　通学等にかかるものは原則対象外です。ただし、将来の自立を目的とした内容のものは訓練として、期間を区切って利用可能です。利用にあたっては、利用によって自立が見込まれるかどうかを考慮し、協議・審査させていただきます。

**Ｑ５　通年かつ長期にわたる外出に該当するもの**

通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、通年かつ長期にわたる外出に該当するものはありますか？

Ａ　例えば、上記以外では、習い事、塾などが想定されます。通年かつ長期にわたる外出とは、年間を通し、継続して必要となるような外出を想定しています。

したがって、利用者の主体的な活動として同一曜日に行っている外出（映画鑑賞やサークル活動など）を制限するものではありません。（6 頁参照）

## ＜送迎等について＞

### Ｑ６　施設入所（グループホーム等）中に移動支援を利用する場合

グループホーム等に入所している間も移動支援の利用は可能ですか？

Ａ　グループホーム等に入所している間も移動支援の利用は可能です。その際はグループホームを自宅に相当するものとして考えます。

また、短期入所を利用している間の移動支援は認められません。

### Ｑ７　施設入所中や入院中に一時帰宅する場合

施設入所中や入院中に、許可を受けて帰宅する場合、施設や病院と自宅との往復に移動支援は利用可能ですか？

Ａ　施設入所中、入退院や一時帰宅の際の病院と自宅の往復には利用できません。ただし、一時帰宅している際に自宅を起点・終点とする利用は可能です。

### Ｑ８　放課後等デイサービスや日中一時支援事業所への送迎について

放課後等デイサービスや日中一時支援事業所と学校・自宅間の送迎に利用できますか？

Ａ　利用できません。ただし、保護者の疾病や緊急的な入院等により特別な事情がある場合、一時的な利用は可能です。その場合は事前に障がい者自立支援課へご相談ください。

（7 頁参照）

## ＜行事参加等について＞

### Ｑ９　学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか？

Ａ　学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

### Ｑ10　事業所主催の行事

事業所が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか？

Ａ　移動支援事業所（運営法人を含む。）が自ら企画する集会等イベントへの参加のための移動支援は対象とはなりません。

（7 頁参照）

### Ｑ11　PTA 等主催の行事について

PTA 主催の行事、運動場・プール開放などの付き添いは可能ですか？

Ａ　学校が行う行事とは別のものと考えられるため、社会参加の一環として利用可能です。

## ＜ヘルパーの支援方法等について＞

### Q12　活動時間について

移動支援のために障がい者（児）の自宅を訪問するまでの移動時間は活動時間に含まれるのですか？

A　含まれません。利用者の支援（身支度や乗車介助など）が始まった時点からが活動時間となります。　（2 頁及び 10 頁参照）

### Q13　交通費について

移動支援中に発生したヘルパーの交通費（電車やバス等の運賃等）は誰が負担するのですか？

A　利用者負担となります。

### Q14　食費について

移動支援中のヘルパーの食事の費用は誰が負担するのですか？

A　原則、ヘルパー負担となります。ただし、食事に同席し一緒に食べることを利用者が希望した場合は、利用者負担となります。

### Q15　ヘルパーが一緒に食事をする場合

外出先で利用者とヘルパーが一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか？

A　利用者の心身の状況等により、食事中も常時見守り等が必要な場合は算定対象とします。

### Q16　ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが利用者を乗せて自ら車を運転して目的地まで移動する場合、運転中の移動支援の算定は可能ですか？

A　ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。　（10 頁参照）

## Q17　複数の目的地がある場合

１回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

Ａ　制度上、複数の目的地に行くことに対する制限はありません。事業所により制限がある場合がありますので事前にご確認ください。

なお、一連の外出の中で、１箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりませんのでご注意ください。

## Q18　目的地のみの支援

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみでの支援を行うことになりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能ですか？

Ａ　目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。

ただし、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合は、利用対象外となります。

## Q19　待ち合わせ利用について

保護者が自宅以外の場所でヘルパーと待ち合わせて利用者（対象児童）をヘルパーにお願いし、移動支援を利用することは可能ですか？

Ａ　可能です。移動支援の起点は原則自宅ですが、待ち合わせ場所まで保護者が同行してヘルパーにお願いする場合は認められます。

## Q20　プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか？

Ａ　移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定の対象となります。

ただし、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

**Q21　外出後に予定をキャンセルして途中で帰宅した場合**

自宅を出発した後、突然、利用者の都合により外出を取りやめ、目的地に行かずに帰宅した場合に、移動支援の算定はできますか？

A　突発的な体調不良等、利用者の都合により移動支援を中断し、帰宅した場合については支援に関わった時間が算定の対象となります。

## ＜グループ支援について＞

**Q22　出発地が異なる場合のグループ支援**

出発地が異なる場合でも、グループ支援の利用はできますか？

A　それぞれの利用者の出発地が異なっていても、グループ支援の利用は可能です。その場合の算定時間は、各自の利用にあわせて時間算定してください。

**Q23　個別支援型とグループ支援の併用**

待ち合わせ場所までは個別支援、待ち合わせ場所からはグループ支援によるサービス提供は可能ですか？

A　マンツーマンの場面がある場合も、一連の外出全てにおいて、グループ支援の報酬を算定してください。

**Q24　グループ支援におけるキャンセルの取扱い**

グループ支援で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか？

A　グループ支援は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を必要としたり、急なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

　グループ支援において、一方の利用者のキャンセルにより結果としてマンツーマンの支援を行った場合は、利用者の同意を得た上で、個別支援の報酬を算定することが可能です。